

消 防 危 第 56 号
令和 7 年 3 月 28 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

危険物規制事務に関する執務資料の送付について

危険物規制事務に関する執務資料を別紙のとおり送付しますので、執務上の参考として
ください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処
理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出
するものであることを申し添えます。

（問い合わせ先）

消防庁危険物保安室

担当：三宅、渥美、小澤、宇野

TEL：03-5253-7524

mail：fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

問1 リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について（平成23年12月27日付け消防危第303号）別紙1「耐火性収納箱等の基準について」（以下「303号通知の別紙1」という。）第1中1(1)ウに規定する第一試験の試験材の一辺の長さについては、耐火性収納箱等の面の実寸が30cmに満たない場合は、実寸の長さの材料で試験を実施することとしてよいか。

答 差し支えない。

問2 303号通知の別紙1第1中1(2)イに規定する第二試験の試験材の間隔については、耐火性収納箱等を複数設置する場合において、当該耐火性収納箱等の相互間に一定の距離を確保できる場合は、実態に則して設定することとしてよいか。

答 差し支えない。

問3 303号通知の別紙1第1中1(2)ウに規定する第二試験の試験材の非加熱面温度の計測位置については、耐火性収納箱等に収納されたりチウムイオン蓄電池と当該耐火性収納箱等との間に一定の距離を確保できる場合は、実態に則して設定することとしてよいか。

答 差し支えない。

問4 303号通知の別紙1第1中2(2)に規定する第二試験の合格基準については、耐火性収納箱等に収納するリチウムイオン蓄電池が80°Cを超える温度で保持しても発火又は破裂せず、かつ、熱暴走に至らないことが実験等の資料により確認することができる場合は、当該リチウムイオン蓄電池の性能等の実態に則して設定することとしてよいか。

答 差し支えない。

問5 303号通知の別紙1第2中2に掲げる条件については、底部に配線等の開口部が存するキュービクル式蓄電池設備等をコンクリート基礎（いわゆるベタ基礎）上に直接設置するなど、303号通知の別紙1第1中2(1)アからウまでに掲げられた事象が生じるおそれがないと認められる場合は、適用しないこととしてよいか。

答 差し支えない。

問6 303号通知の別紙1第2中5に掲げる条件については、定置用のキュービクル式蓄電池設備など、設置時に限り機械による荷役を行うものであって、かつ、設置後に当該設備の外箱に損傷等がないことを確認する場合は、適用しないこととしてよいか。

答 差し支えない。

問7 303号通知の別紙1第2中5に掲げる条件については、「安全なコンテナに関する国際条約」に基づく認証を取得したコンテナであって、かつ、機械による荷役作業後に当該コンテナに損傷等がないことを確認する場合は、適用しないこととしてよいか。

答 差し支えない。